

アルコール健康障害及びギャンブル等依存症普及啓発業務委託に係るプロポーザル実施要領

この実施要領は、アルコール健康障害及びギャンブル等依存症普及啓発業務の公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に参加しようとする者が提出する企画提案書等を審査し、受注者を選定する手続きについて必要な事項を定める。

1 委託業務の概要

(1) 業務の名称

アルコール健康障害及びギャンブル等依存症普及啓発業務

(2) 業務の目的

アルコール（酒類）については、その伝統と文化が私たちの生活に深く浸透し、生活に潤いと豊かさを与えるものとなっているが、同時に不適切な飲酒（多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊産婦の飲酒等）はアルコール依存症をはじめとした心身の健康障害（以下「アルコール健康障害」という。）をもたらすだけでなく、その家族や社会に対して深刻な影響や重大な問題を生じさせる危険性が高い。

また、競馬などの公営競技やぱちんこ等についても、我が国では多くの人が健全に楽しんでいる現状がある一方で、これらの行為にのめり込むことにより、日常生活や社会生活に支障を生じる状態（以下「ギャンブル等依存症」という。）となることで、家族の日常生活に支障を及ぼすとともに重大な社会問題を生じさせる危険性が高い。

アルコール健康障害やギャンブル等依存症は「誰もがなり得る病気」であるが、これらの問題に苦しむ方は、自身が病気であるという認識を持ちにくく、また、適切な治療や支援により自身の病気と正しく向き合いながら社会的な回復を維持していくことが可能であると十分に理解されていないため、その多くが必要な治療や支援を受けられていない。

鳥取県では、平成26年6月の「アルコール健康障害対策基本法」の施行後、平成28年3月に全国に先駆けて「鳥取県アルコール健康障害対策推進計画」を策定。令和3年4月からは新たに薬物・ギャンブル等への依存に関する対策を加えた「鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画」として改定し、依存症対策の充実を図ることとしている。

当該計画に基づき、アルコール健康障害及びギャンブル等依存症やこれらに関連して生じる問題（飲酒運転、暴力、虐待、自死など）について県民に広く周知し、県民の関心と理解を深めるため、実施する。

実施業務は、フォーラムの開催と依存症問題啓発広報ブースの出展である。フォーラムでは、著名人や有識者のトークショー、講演等を通じて依存症について正しい知識や理解を深めることが目的である。依存症問題啓発広報ブースでは、ショッピングモールで啓発広報活動や相談ブースの出展、各種依存症の依存度チェック等を行い、より多くの県民の方に関心を持っていただくことを目的とする。

(3) 業務の内容

別添1「アルコール健康障害及びギャンブル等依存症普及啓発業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(4) 委託期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）まで

(5) 予算額

金5,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、単独事業者又は共同企業体とし、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 単独事業者に関する要件

ア 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）等を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

イ 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続き等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がイベント・広告・企画の広告・広報及びイベント企画・運営のいずれにも登録されている者であること。

ウ 本件調達の公告日から本件業務の企画提案書の提出の日までのいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

オ 本件調達の公告日から本件業務の企画提案書の提出の日までのいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

カ 本プロポーザルに係る共同事業体の構成員でないこと。

キ 法人格を有していること。

(2) 共同事業体に関する要件

構成団体が共同して本件業務に携わり、それぞれの得意分野で実力を最大限に発揮することにより効果的、効率的に運営することが可能な場合は、共同事業体による参加を可とする。

ア 共同事業体の全ての構成員が次の競争入札参加資格のいずれかの業種区分に登録されていること、及びそれぞれの業種区分に構成員の1以上の者が登録されていること。

(ア) イベント・広告・企画の広告・広報

(イ) イベント・広告・企画のイベント企画・運営

イ 各構成員は、上記(1)の要件ア、ウからオ及びキの要件を全て満たしていること。

ウ 各構成員が、本プロポーザルにおいて参加する単独事業者又は他の共同事業者の構成員でないこと。

3 提案の募集方法

公募型プロポーザルにより募集することとし、本プロポーザルの実施要領を本件調達の公告日から同年7月26日（金）までの間インターネットの鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/shougai Fukushi/>）に掲載するとともに、希望者には次により直接交付する。

(1) 交付期間及び時間

本件調達の公告日から同年7月26日（金）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所 14の場所

4 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、企画提案書の提出に先立ち、次に定めるところにより参加表明をするものとする。

(1) 提出書類

ア 単独事業者

- (ア) 参加表明書（様式第1号）
- (イ) 事業者概要及び事業実績（様式第2号）
- (ウ) 公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第5号）

イ 共同事業者

- (ア) 参加表明書（様式第1号）
- (イ) 事業者概要及び事業実績（様式第2号）
 - ※共同事業者の場合は、構成員すべてのもの
- (ウ) 公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第6号）
- (エ) 共同事業者協定書（予定案で可、様式任意（付録参照））
- (オ) 構成員の業務分担の分かるもの

(2) 提出期限、提出場所及び方法

ア 提出期限 令和6年7月5日（金）午後5時15分まで

イ 提出場所 14の場所

ウ 提出部数 1部

エ 提出方法 持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール

持参、ファクシミリ又は電子メールによる提出の場合は、提出期限までの（日曜日、土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までに限り受け

付ける。郵送による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によりアの提出期限までに必着のこととする。持参による場合を除き、14の場所に事前に電話連絡すること。

※本プロポーザルへの参加は、(1)に掲げる有効な提出書類をアの提出期限までに提出した者に限る。

5 質問の受付について

実施要領の内容等に関する質問は、次のとおり受け付け、回答する。

(1) 受付期間

本件の公告日から令和6年7月12日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 受付方法

実施要領の内容等に関する質問がある場合は、質問内容を明確に記載し、14の場所に電子メール（様式自由）にて提出すること。なお、電子メール以外での質問は受け付けない。

※ 電子メールを送信する際は、件名に「アルコール健康障害及びギャンブル等依存症普及啓発業務」と記載すること。

(3) 質問とその質問に対する回答は、令和6年7月19日（金）までに、全参加表明者に電子メールで送信するとともに、インターネットの鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/shougaifukushi/>）に掲載する。

6 企画提案書の作成、提出等

企画提案書は次に定めるところにより作成し、提出するものとする。

(1) 企画提案に必要な書類

ア 企画提案書（単独事業者の場合は様式第3-1号、共同事業者の場合は様式第3-2号）

イ 仕様書に基づく各業務等の具体的実施案

（企画の趣旨やコンセプト、具体的な実施内容）

ウ 実施体制、実施スケジュール

具体的なタイムスケジュール、講師・出演者案、舞台進行、会場レイアウト、スタッフの配置数等を盛り込むこと。

エ 広報に係る制作物（チラシなど）についての提案は、イラスト、絵コンテ等により、実際の制作物がイメージできるものとする。

オ 見積（想定）価格を記載した書面

委託業務を実施するのに必要な経費の見積（想定）価格を記載し、提出すること。なお、

様式は任意とするが、積算内訳を明記すること。

カ 障がい者就労系事業所への発注見積額

障がい者就労系事業所への発注を予定している場合は、オに、障がい者就労系事業所への発注見積額とその積算内訳を明記した障がい者就労系事業所への発注見積り（様式第4号）を添付すること。

(2) 企画提案書の提出期限、提出場所及び方法

ア 提出期限 令和6年7月26日（金）午後5時15分まで

イ 提出場所 14の場所

ウ 提出書類の形式 用紙サイズはA4判（必要に応じてA3判の折り込みも可とする）用紙とし、様式及び枚数は任意とする。

エ 提出部数 正本1部、副本6部 計7部

オ 提出方法 持参又は郵送すること（ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。）。持参による提出の場合は、提出期限までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までに限り受け付ける。郵送による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によりアの提出期限までに必着のこととし、併せて14の場所に事前に電話連絡すること。

※企画提案書の提出は、4（1）に掲げる有効な提出書類を4（2）アの提出期限までに提出した者に限る。

(3) その他留意事項

ア 業務実施体制、実施責任者、事業所概要等について追加説明資料を求められた場合は、速やかに提出すること。

イ 提出書類について、この実施要領に示された条件に適合しない場合は、企画提案書を無効とすることがある。

7 企画提案のプレゼンテーション実施

(1) 日時 令和6年8月（予定）

(2) 場所 鳥取県庁内会議室（予定）

(3) プレゼンテーション持ち時間 20分以内（厳守）

※プレゼンテーション終了後に、審査委員からの質問時間を10分程度設ける。

(4) その他

正式な開催日時、集合時間及び会議室等は、別途参加表明者に通知する。

情勢によりプレゼンテーションの実施方法を変更する場合がある。その場合には、別途参加表明者に通知する。

8 審査会の設置

(1) 審査会の名称

アルコール健康障害及びギャンブル等依存症普及啓発業務委託プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)

(2) 構成人数

審査委員の数は5名以上とし、県職員以外の有識者を3名以上含むものとする。

9 評価方法

企画提案書等の評価は、審査会において、別添2「アルコール健康障害及びギャンブル等依存症普及啓発業務委託に係るプロポーザル審査要領」(以下「審査要領」という。)に基づき、次の評価方法により行う。

(1) あらかじめ提出された企画提案書等、提案者からのプレゼンテーション及び提案者との質疑応答を受けて、各審査委員が審査要領に定められた評価基準に基づき審査項目を個別に評価採点し、その点数を合計する方法により、最高得点を得た者から順位を付けるものとする。また同時に順位点の方法(各審査委員の評価採点により付けられた順位をそのまま点数とし、その点数の合計の値の少ない方から提案者の順位を付ける方法)による採点を行うものとする。ただし、これらの方法による順位の結果が異なる場合は、順位点の方法による順位を優先し、同点の提案者が複数となった場合には、見積書の金額等も考慮した上で、審査委員の合議により順位を決定する。

(2) 上記(1)により最も優れた順位を得た者を最優秀提案者として選定する。ただし、評価採点における審査員の合計得点が満点の6割以上であることを最低基準とし、最低基準に満たない場合は、再度プロポーザルを実施する。

なお、最優秀提案者以外の者についても、順位付けを行う。

(3) 審査結果は、文書で提案者全員に通知し、その概要を鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/shougai Fukushi/>)で公表するものとする。

なお、通知の内容のうち審査結果については、全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最高順位の提案者と当該通知の相手方のみ記載するものとする。

また、公表の内容のうち審査結果については、最優秀提案者及び全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最高順位の提案者のみ記載するものとする。

(4) 審査の経緯は公表しない。

(5) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(6) 企画提案書の提出が期限に遅れた場合、又は審査結果に影響を与えるような不適切な行為が

認められた場合は審査対象外とする。

10 契約の締結

- (1) 9により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、9により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。
- (2) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県（以下「県」という。）が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を県に支払わなければならない。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交流をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までのいずれかに掲げる行為を行う者であると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他の業務を下請等させること。

11 契約保証金

受注者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

1.2 スケジュール（予定）

令和6年6月28日（金）	募集開始
令和6年7月5日（金）	参加表明書提出期限
令和6年7月12日（金）	質問の受付期限
令和6年7月26日（金）	企画提案書の提出期限
令和6年8月	（別途通知）審査会、審査結果通知→契約締結

1.3 その他

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書を無効とする。
 - ア 2の参加資格のない者から企画提案書が提出された場合。
 - イ 虚偽の記載がなされた企画提案書が提出された場合。
 - ウ 4（1）の参加表明書等の提出が提出期限までにない者から企画提案書が提出された場合及び提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合。
 - エ 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (2) 参加費用等
本プロポーザルへの参加に係る経費は参加者の負担とする。
- (3) 企画提案書の取扱い
 - ア 提出期限後、企画提案書の加筆修正は認めない。
 - イ 企画提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に本プロポーザルの応募を取り下げる場合は、速やかに連絡するとともに文書で通知すること。
- (5) 提出された書類は、原則として業務実施予定者の選定以外の目的には使用しないが、本業務及び本プロポーザルに係る参加者から提出された書類等の情報について、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の規定に基づく開示請求があった場合には、原則開示するものとする。
- (6) 著作権の取扱い
 - ア 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、仕様書のとおりとする。
 - イ 選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。
 - ウ 県は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。
- (7) 本プロポーザルは、参加者の企画力や具体的な事業実施に関する能力等を評価し、当該業務の受注者を選定するために実施するものである。したがって、契約後の業務においては、必ずしも9により選定された者の提出した企画提案書の内容どおりに業務を実施するものではない。
- (8) 9により選定された者は、業務委託契約に当たり、契約書を作成するものとする。

また、9により選定された者は、本プロポーザルの最適者として選定したものであるが、契約手続の完了までは、発注者との契約関係を生じるものではない。

14 各種書類の提出先及び問い合わせ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 障がい福祉課 精神保健担当 山根

電話 0857-26-7862 / ファクシミリ 0857-26-8136

電子メール shougai-fukushi@pref.tottori.lg.jp